

平成27年7月16日
選挙管理委員会事務局

総務委員会資料

報告 公職選挙法等の一部を改正する法律について

資料1 公職選挙法等の一部を改正する法律 概要

資料2 公職選挙法等の一部を改正する法律の施行通知

(総務大臣通知の写し)

資料3 公職選挙法等の一部を改正する法律の施行通知

(県選管委員長通知の写し)

資料4 公職選挙法等の一部を改正する法律

資料5 公職選挙法等の一部を改正する法律 新旧対照表

公職選挙法等の一部を改正する法律 概要

1 選挙権年齢等の18歳への引下げ関係 (第1条から第4条まで関係)

「公職選挙法」、「地方自治法」、「漁業法」及び「農業委員会等に関する法律」に規定する選挙権年齢等について、本則で、「18歳以上」への引下げの措置を講ずる。

2 施行期日関係 (附則第1条及び第2条関係)

この法律は、公布の日から起算して1年を経過した日から施行し、施行日後初めて行われる国政選挙（衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙）の公示日以後にその期日を公示され又は告示される選挙から適用する。

3 選挙犯罪等についての少年法の特例等

(1) 選挙犯罪等についての少年法の特例 (附則第5条関係)

- ① 家庭裁判所は、当分の間、18歳以上20歳未満の者が犯した連座制の対象となる選挙犯罪の事件（以下「連座制に係る事件」という。）について、その罪質が選挙の公正の確保に重大な支障を及ぼすと認める場合には、少年法第20条第1項の決定（検察官への送致の決定）をしなければならない。ただし、犯行の動機、態様等の事情を考慮し、刑事処分以外の措置を相当と認めるときは、この限りでない。
- ② 家庭裁判所は、当分の間、18歳以上20歳未満の者が犯した公職選挙法及び政治資金規正法に規定する罪の事件（連座制に係る事件を除く。）について、少年法第20条第1項の規定により検察官への送致を決定するに当たっては、選挙の公正の確保等を考慮して行わなければならない。

(2) 検察審査会法等の適用の特例 (附則第7条から第10条まで関係)

当分の間、18歳以上20歳未満の者は検察審査員及び裁判員の職務に就くことができないこととともに、成人に達した者でなければ民生委員及び人権擁護委員の委嘱をすることができないことをとする。

4 民法の成年年齢等の引下げに関する検討 (附則第11条関係)

国は、国民投票の投票権を有する者の年齢及び選挙権を有する者の年齢が18歳以上とされたことを踏まえ、選挙の公正その他の観点における18歳以上20歳未満の者と20歳以上の者との均衡等を勘案しつつ、民法、少年法その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする旨の規定を設ける。

5 その他

その他所要の規定の整理を行う。



総行選第42号
平成27年6月19日

各都道府県知事 殿
各都道府県選挙管理委員会委員長

総務大臣

公職選挙法等の一部を改正する法律の施行について（通知）

第189回国会において成立をみた公職選挙法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）は、平成27年法律第43号をもって、本日公布されました。

今回の公職選挙法等の改正は、年齢満18年以上満20年未満の者が国政選挙に参加することができること等とともに、当分の間の特例措置として選挙犯罪等についての少年法（昭和23年法律第168号）等の適用の特例を設けることを目的として行われました。

貴職におかれましては、今回の施行に係る改正法を十分御理解されるとともに、改正法による改正後の公職選挙法（以下「新法」という。）等の運用に遺漏のないよう、下記事項にご留意の上、貴都道府県内の市町村長及び市町村の選挙管理委員会に対しても、格別の御配慮をお願いします。

なお、改正法の施行に伴い、公職選挙法施行令についても所要の改正を行うこととしており、その内容については、別途通知する予定です。

記

第1 選挙権を有する者の年齢等に関する事項

- 1 公職の選挙の選挙権を有する者の年齢について、年齢満20年から年齢満18年以上に改めること（新法第9条第1項及び第2項並びに地方自治法第18条関係）。

これに伴い、選挙人名簿及び在外選挙人名簿の被登録資格を有する者並びに在外選挙人名簿の登録の申請をすることができる者の年齢についても、年齢満20年以上から年齢満18年以上に改めること（新法第21条第1項、第30条の4及び第30条の5第1項関係）。

また、選挙運動をすることができない者の年齢について、年齢満20年未満から年齢満18年未満に改めること（新法第137条の2関係）。

- 2 漁業法（昭和24年法律第267号）に規定する海区漁業調整委員会の委員の選挙の選挙権及び被選挙権を有しない者の年齢について、年齢満20年未満から年齢満18年未満に改めること（漁業法第87条第1項関係）。
- 3 農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）に規定する農業委員会の選挙による委員の選挙の選挙権及び被選挙権を有する者の年齢について、年齢満20年以上から年齢満18年以上に改めること（農業委員会等に関する法律第8条第1項関係）。

第2 在外選挙人名簿の登録の申請に係る準備行為に関する事項

改正法の施行の日において年齢満18歳以上の日本国民は、改正法の施行前においても、新法第30条の5第1項の規定の例により、在外選挙人名簿の登録の申請を行うことができるものとされたこと（改正法附則第3条関係）。

第3 選挙犯罪等についての少年法の特例に関する事項

- 1 家庭裁判所は、当分の間、少年法第20条第1項の規定にかかわらず、年齢満18歳以上満20年未満の者が犯した連座制の対象となる選挙犯罪の事件（以下「連座制に係る事件」という。）について、その罪質が選挙の公正の確保に重大な支障を及ぼすと認める場合には、少年法第20条第1項の決定（検察官への送致の決定）をしなければならないものとされたこと。ただし、犯行の動機、態様等の事情を考慮し、刑事処分以外の措置を相当と認めるときは、この限りではないものとされたこと（改正法附則第5条第1項及び第2項関係）
- 2 家庭裁判所は、当分の間、年齢満18歳以上満20年未満の者が犯した公職選挙法及び政治資金規正法（昭和23年法律第194号）に規定する罪の事件（連座制に係る事件を除く。）について、少年法第20条第1項の規定により検察官に送致するかどうかを決定するに当たっては、選挙の公正の確保等を考慮して行わなければならないものとされたこと（改正法附則第5条第3項関係）。

第4 檢察審査会法及び民生委員法等の適用の特例

当分の間、年齢満18年以上満20年未満の者は、検察審査員及び裁判員の職務に就くことができないものとされたこと。

また、成年に達した者でなければ民生委員及び人権擁護委員の委嘱をすることができないものとされたこと（改正法附則第7条から第10条まで関係）。

第5 民法の成年年齢等の引下げに関する検討に関する事項

国は、国民投票の投票権を有する者の年齢及び選挙権を有する者の年齢が満18年以上とされたことを踏まえ、選挙の公正その他の観点における年齢満18年以上満20年未満の者と年齢満20年以上の者との均衡等を勘案しつつ、民法（明治29年法律第89号）、少年法その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとされたこと（改正法附則第11条関係）。

第6 施行期日及び適用区分に関する事項

- 1 改正法は、公布の日から起算して1年を経過した日（平成28年6月19日。以下「施行日」という。）から施行するものとされたこと。ただし、第2及び第5の事項に係る規定は、公布の日から施行するものとされたこと（改正法附則第1条関係）。
- 2 新法の規定は、施行日後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙の期日の公示の日又は参議院議員通常選挙の期日の公示の日のうちいづれか早い日（以下「公示日」という。）以後にその期日を公示され又は告示される選挙、最高裁判所裁判官国民審査及び住民投票について適用し、公示日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙、最高裁判所裁判官国民審査及び住民投票については、なお従前の例によるものとされたこと（改正法附則第2条第1項関係）。
- 3 改正法第3条の規定による改正後の漁業法の規定及び改正法第4条の規定による改正後の農業委員会等に関する法律の規定は、公示日以後に調製され、確定する選挙人名簿（以下「新選挙人名簿」という。）を用いて行われる選挙について適用し、新選挙人名簿以外の選挙人名簿を用いて行われる選挙については、なお従前の例によるものとされたこと（改正法附則第2条第2項関係）。



選管第70号

平成27年6月22日

各市区町村選挙管理委員会委員長
各地域県政総合センター地方書記長

} 殿

神奈川県選挙管理委員会委員長

(公 印 省 略)

公職選挙法等の一部を改正する法律の施行について（通知）

このことについて、平成27年6月19日付け總行選第42号をもって総務大臣から別添のとおり通知がありましたので、通知します。

問い合わせ先
担当 和田
電話 (045) 210-3179

公職選挙法等の一部を改正する法律

(公職選挙法の一部改正)

第一条 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項及び第二項、第二十一条第一項、第三十条の四並びに第三十条の五第一項中「満二十年」を「満十八年」に改める。

第一百三十七条の二の見出し中「未成年者」を「年齢満十八年未満の者」に改め、同条第一項中「満二十年」を「満十八年」に改め、同条第二項中「満二十年」を「満十八年」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

(地方自治法の一部改正)

第二条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第十八条中「満二十年」を「満十八年」に改める。

(漁業法の一部改正)

第三条 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

第八十七条第一項中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、同項第一号中「二十年」を「年齢満十八年」に改める。

(農業委員会等に関する法律の一部改正)

第四条 農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「二十年」を「満十八年」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行する。ただし、附則第三条及び第十一条の規定は、公布の日から施行する。

(適用区分)

第二条 第一条の規定による改正後の公職選挙法(以下「新公職選挙法」という。)の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙の期日の公示の日又は施行日後初めてその期日を公示される参議院議員の通常選挙の期日の公示の日のうちいずれか早い

日（以下「公示日」という。）以後にその期日を公示され又は告示される選挙、最高裁判所裁判官国民審査並びに日本国憲法第九十五条、地方自治法第八十五条第一項及び第二百九十二条の六第七項、市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第五条第三十二項並びに大都市地域における特別区の設置に関する法律（平成二十四年法律第八十号）第七条第六項に規定する投票（以下「住民投票」という。）について適用し、公示日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙、最高裁判所裁判官国民審査及び住民投票については、なお従前の例による。

2 第三条の規定による改正後の漁業法（附則第四条及び第六条において「新漁業法」という。）の規定及び第四条の規定による改正後の農業委員会等に関する法律（附則第四条及び第六条において「新農業委員会等に関する法律」という。）の規定は、公示日以後に調製され、確定する選挙人名簿（以下この項において「新選挙人名簿」という。）を用いて行われる選挙について適用し、新選挙人名簿以外の選挙人名簿を用いて行われる選挙については、なお従前の例による。

（準備行為）

第三条 新公職選挙法第三十条の六第一項の登録を受けようとする者（施行日において年齢満十八年以上の

日本国民に限る。）は、この法律の施行前においても、新公職選挙法第三十条の五第一項の規定の例により、その申請を行うことができる。この場合において、当該申請は、同項の規定による申請とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第四条 この法律の施行前にした行為、附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にしてた行為並びに同条の規定により新公職選挙法の規定、新漁業法の規定及び新農業委員会等に関する法律の規定が適用される選挙並びに住民投票に関し施行日から公示日の前日までの間に年齢満十八年以上満二十年未満の者がした選挙運動及び投票運動に係る行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（選挙犯罪等についての少年法の特例）

第五条 家庭裁判所は、当分の間、少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第二十条第一項の規定にかかわらず、年齢満十八年以上満二十年未満の者が犯した公職選挙法第二百四十七条の罪若しくは同法第二百五十二条の二第一項各号（漁業法及び農業委員会等に関する法律において準用する場合を含む。）に掲げる者と認める者であつて年齢満十八年以上満二十年未満のものが犯した同項に規定する罪、同法第二百五

十一条の三第一項の組織的選挙運動管理者等と認める者であつて年齢満十八年以上満二十年未満のものが犯した同項に規定する罪若しくは同法第二百五十一条の四第一項各号に掲げる者と認める者であつて年齢満十八年以上満二十年未満のものが犯した同項に規定する罪又は海区漁業調整委員会の委員の選挙の当選人若しくは農業委員会の委員の選挙の当選人であつて年齢満十八年以上満二十年未満のものが犯した漁業法第九十四条若しくは農業委員会等に関する法律第十一条において読み替えて準用する公職選挙法第二百五十五条に規定する罪の事件（次項及び第三項において「連座制に係る事件」という。）について、その罪質が選挙の公正の確保に重大な支障を及ぼすと認める場合には、少年法第二十条第一項の決定をしなければならない。この場合においては、同条第二項ただし書の規定を準用する。

2 連座制に係る事件に関する少年法第二十二条第一項の規定の適用については、同項中「第二十条」とあるのは、「公職選挙法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十三号）附則第五条第一項」とする。

3 家庭裁判所は、当分の間、年齢満十八年以上満二十年未満の者が犯した公職選挙法（他の法律において準用する場合を含む。）及び政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）に規定する罪の事件（第

一項前段に規定する場合に係る連座制に係る事件を除く。）について、少年法第二十条第一項の規定により検察官に送致するかどうかを決定するに当たっては、選挙の公正の確保等を考慮して行わなければならない。

4 年齢満十八年以上満二十年未満の者であるときに犯した罪に係る公職選挙法（農業委員会等に関する法律において準用する場合を含む。）、漁業法及び政治資金規正法の規定の適用については、当分の間、少年法第六十条の規定は、適用しない。

（少年法の特例に関する経過措置）

第六条 この法律の施行前にした行為、附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にしてた行為並びに同条の規定により新公職選挙法の規定、新漁業法の規定及び新農業委員会等に関する法律の規定が適用される選挙並びに住民投票に関し施行日から公示日の前日までの間に年齢満十八年以上満二十年未満の者がした選挙運動及び投票運動に係る行為に係る少年法の適用については、なお従前の例による。

（検察審査会法の適用の特例）

第七条 年齢満十八年以上満二十年未満の者については、当分の間、検察審査会法（昭和二十三年法律第百四十七号）第六条各号に掲げる者とみなして、同法の規定を適用する。

2 検察審査会事務局長は、当分の間、検察審査会法第十二条の二第一項の規定により検察審査員候補者名簿を調製したときは、直ちに、同法第九条第一項の通知をした年の次年の一月一日の時点における年齢満二十年未満の者を、検察審査員候補者名簿から消除しなければならない。

（民生委員法の適用の特例）

第八条 民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）第六条第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「有する者」とあるのは、「有する者であつて成年に達したもの」とする。

（人権擁護委員法の適用の特例）

第九条 人権擁護委員法（昭和二十四年法律第百三十九号）第六条第三項の規定の適用については、当分の間、同項中「住民」とあるのは、「住民であつて成年に達したもの」とする。

（裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の適用の特例）

第十条 年齢満十八年以上満二十年未満の者については、当分の間、裁判員の参加する刑事裁判に関する法

律（平成十六年法律第六十三号）第十五条第一項各号に掲げる者とみなして、同法の規定を適用する。

2 地方裁判所は、当分の間、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第二十三条第一項（同法第二十四条第二項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）の規定により裁判員候補者名簿を調製したときは、直ちに、同法第二十条第一項の通知をした年の次年の一月一日の時点における年齢満二十年未満の者を、裁判員候補者名簿から消除しなければならない。

（法制上の措置）

第十一條 国は、国民投票（日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五十一号）第一条に規定する国民投票をいう。）の投票権を有する者の年齢及び選挙権を有する者の年齢が満十八年以上とされたことを踏まえ、選挙の公正その他の観点における年齢満十八年以上満二十年未満の者と年齢満二十年以上の者との均衡等を勘案しつつ、民法（明治二十九年法律第八十九号）、少年法その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする。

理 由

日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十五号）附則第三項の規定により必要な措置を講ずることとされている事項に関し、年齢満十八年以上満二十年未満の者が国政選挙に参加することができること等とともに、当分の間の特例措置として少年法等の適用の特例を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

公職選挙法等の一部を改正する法律 新旧対照表

○公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

（選挙権）

第九条 日本国で年齢満十八年以上の者は、衆議院議員及び参議院議員の選挙権を有する。

2 日本国民たる年齢満十八年以上の者で引き続き三箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。

3～5 [略]

（選挙権）

第九条 日本国で年齢満二十年以上の者は、衆議院議員及び参議院議員の選挙権を有する。

2 日本国民たる年齢満二十年以上の者で引き続き三箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。

3～5 [略]

（被登録資格等）

第二十一条 選挙人名簿の登録は、当該市町村の区域内に住所を有する年齢満十八年以上の日本国民（第十一条第一項若しくは第二百五十二条又は政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第二十八条の規定により選挙権を有しない者を除く。）で、その者に係る登録市町村等（当該市町村及び消滅市町村（その区域の全部又は一部が廃置分合により当該市町村の区域の全部又は一部となつた市町村であつて、当該廃置分合により消滅した市町村をいう。次項において同じ。）をいう。以下この項において同じ。）の住民票が作成された日（他の市町村から登録市町村等の区域内に住所を移した者で住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第二十二条の規定により届出

第二十一条 選挙人名簿の登録は、当該市町村の区域内に住所を有する年齢満二十年以上の日本国民（第十一条第一項若しくは第二百五十二条又は政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第二十八条の規定により選挙権を有しない者を除く。）で、その者に係る登録市町村等（当該市町村及び消滅市町村（その区域の全部又は一部が廃置分合により当該市町村の区域の全部又は一部となつた市町村であつて、当該廃置分合により消滅した市町村をいう。次項において同じ。）をいう。以下この項において同じ。）の住民票が作成された日（他の市町村から登録市町村等の区域内に住所を移した者で住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第二十二条の規定により届出

をしたものについては、当該届出をした日）から引き続き三箇月以上登録市町村等の住民基本台帳に記録されている者について行う。

254 [略]

（在外選挙人名簿の被登録資格）

第三十条の四 在外選挙人名簿の登録は、在外選挙人名簿に登録されていない年齢満十八歳以上の日本国民（第十一条第一項若しくは第二百五十二条又は政治資金規正法第二十八条の規定により選挙権を有しない者を除く。次条第一項において同じ。）で、在外選挙人名簿の登録の申請に関しその者の住所を管轄する領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。）の管轄区域（在外選挙人名簿の登録の申請に関する領事官の管轄区域として総務省令・外務省令で定める区域をいう。同条第一項及び第三項において同じ。）内に引き続き三箇月以上住所を有するものについて行う。

（在外選挙人名簿の登録の申請）

第三十条の五 在外選挙人名簿に登録されていない年齢満十八歳以上の日本国民で、在外選挙人名簿の登録の申請に関しその者の住所を管轄する領事官の管轄区域内に住所を有するものは、政令で定めるところにより、文書で、最終住所の所在地の

をしたものについては、当該届出をした日）から引き続き三箇月以上登録市町村等の住民基本台帳に記録されている者について行う。

254 [略]

（在外選挙人名簿の被登録資格）

第三十条の四 在外選挙人名簿の登録は、在外選挙人名簿に登録されていない年齢満二十歳以上の日本国民（第十一条第一項若しくは第二百五十二条又は政治資金規正法第二十八条の規定により選挙権を有しない者を除く。次条第一項において同じ。）で、在外選挙人名簿の登録の申請に関する領事官の管轄区域として総務省令・外務省令で定める区域をいう。同条第一項及び第三項において同じ。）内に引き続き三箇月以上住所を有するものについて行う。

（在外選挙人名簿の登録の申請）

第三十条の五 在外選挙人名簿に登録されていない年齢満二十歳以上の日本国民で、在外選挙人名簿の登録の申請に関しその者の住所を管轄する領事官の管轄区域内に住所を有するものは、政令で定めるところにより、文書で、最終住所の所在地の

市町村の選挙管理委員会（その者が、いざれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがない者である場合には、申請の時におけるその者の本籍地の市町村の選挙管理委員会）に在外選挙人名簿の登録の申請をすることができる。

2・3 [略]

（年齢満十八年未満の者の選挙運動の禁止）

第百三十七条の二 年齢満十八年未満の者は、選挙運動をすることができない。

2 何人も、年齢満十八年未満の者を使用して選挙運動をすることができない。ただし、選挙運動のための労務に使用する場合は、この限りでない。

市町村の選挙管理委員会（その者が、いざれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがない者である場合には、申請の時におけるその者の本籍地の市町村の選挙管理委員会）に在外選挙人名簿の登録の申請をすることができる。

2・3 [略]

（未成年者の選挙運動の禁止）

第百三十七条の二 年齢満二十年未満の者は、選挙運動をすることができない。

2 何人も、年齢満二十年未満の者を使用して選挙運動をすることができない。但し、選挙運動のための労務に使用する場合は、この限りでない。

○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

（選挙権）

第十八条 日本国民たる年齢満十八年以上の者で引き続き三箇月以上市町村の区域内に住所を有するものは、別に法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。

現 行

（選挙権）

第十八条 日本国民たる年齢満二十年以上の者で引き続き三箇月以上市町村の区域内に住所を有するものは、別に法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。

○漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)(第三条関係)

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(欠格者)</p> <p>第八十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、選挙権及び被選挙権を有しない。</p> <p>一 年齢満十八年未満の者</p> <p>二 [略]</p> <p>2 4 [略]</p>	<p>(欠格者)</p> <p>第八十七条 左の各号の一に該当する者は、選挙権及び被選挙権を有しない。</p> <p>一 二十一年未満の者</p> <p>二 [略]</p> <p>2 4 [略]</p>

○農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）（第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

（委員の選挙権、被選挙権等）

第八条 農業委員会の区域内に住所を有する次に掲げる者で年齢満十八年以上のものは、当該農業委員会の選挙による委員の選挙権及び被選挙権を有する。

一～三　〔略〕

現 行

（委員の選挙権、被選挙権等）

第八条 農業委員会の区域内に住所を有する次に掲げる者で年齢二十年以上のものは、当該農業委員会の選挙による委員の選挙権及び被選挙権を有する。

一～三　〔略〕

2
2
5
5
〔略〕